

教材における正誤のお知らせ

このたび、「スーパー答練1st 民法①」の解説冊子につきまして、正誤が発見されました。受講生の皆様にはご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。お手数ではございますが、この点、ご修正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

表紙・一覧		誤	正
問題12 解答番号		2	2・5
問題12 肢5	誤	5 ○ 無権代理人は、～ したがって、契約締結時にAに代理権がないことをCが過失により知らなかった場合、Aが自己に代理権がないことを知っていたとき および行為能力の制限を受けていたとき を除き、Cは、Aに対して無権代理人の責任を追及して履行の請求をすることができません。	
	正	5 × 無権代理人は、～ したがって、契約締結時にAに代理権がないことをCが過失により知らなかった場合、Aが自己に代理権がないことを知っていたときを除き、Cは、Aに対して無権代理人の責任を追及して履行の請求をすることができません。 しかし、Aが行為能力の制限を受けていたときには、CはAに対して無権代理人の責任を追及して履行の請求をすることはできず、履行請求ができない場合から除外されるわけではありません。	

以上